

岸和田市 チーム(学校)で取り組む不登校対応 ～ 一人ひとりへの支援の充実のために ～

岸和田市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、特に、コロナ禍を経て急激な増加となっています。不登校傾向にある児童生徒一人ひとりの状況は様々であり、それぞれにきめ細かな支援が必要とされている中、「新規不登校をうまない取組み」「不登校状態にある児童生徒への支援」という観点から、学校全体で対応しなければならない課題となっております。

平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、平成29年には文部科学省より「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が示されました。さらに上記のいわゆる「教育機会確保法」の成立等をふまえ、令和元年に「不登校児童生徒への支援の在り方について」が発出されました。これらの内容をふまえ、学校と家庭、関係機関が連携し、子どもたちが安心して通える学校づくりと子どもたちの個々の課題に寄り添った支援ができる体制づくりを進めていく必要があります。

教職員一人ひとりが不登校対応に対する意識を高め、取組みへの共通理解を図ることができるよう、「5つのレベルに応じた不登校対応チャート」を作成いたしました。不登校対応においてより効果的に、実態に応じた支援を行うためにご活用ください。

「教育機会確保法」等の内容をふまえた 不登校対応 8つのポイント

1 より良い学校づくり

すべての子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすく、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりが重要である。

2 不登校は問題行動ではない

不登校は誰にでも起り得ることであり、不登校というだけで問題行動と受け取られないよう配慮する。

3 社会的自立の尊重

学校に登校するという結果のみを目的とせず、子どもたちが自分の進路を主体的に考えられるよう後押しする

4 民間連携

子どもたちや保護者の意思を大切にしながら民間機関とも連携して支援する。

5 学校内外の学びの場も整備

自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備する。

6 一人一人に合った支援

子どもによっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ、一人一人に合った支援を行う。

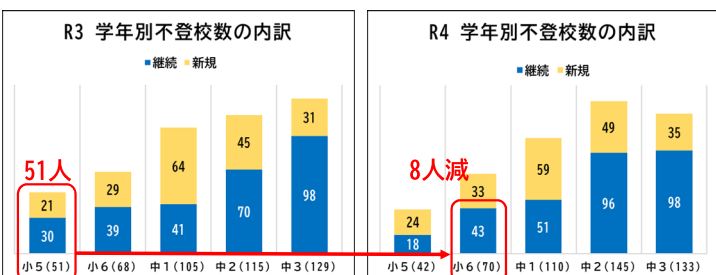
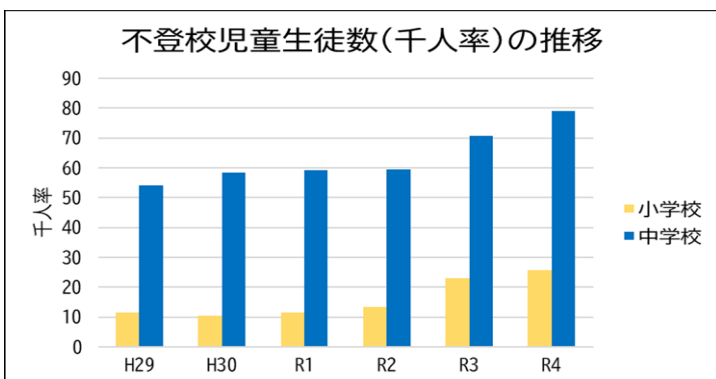
7 夜間中学校を全国に設置

8 様々な方が学べる環境を

義務教育未修了者(不登校によるもの含む)等が学べるよう、夜間中学の充実を図る。

「不登校児童生徒等への支援についての法律『教育機会確保法』って何？」(文部科学省)より

岸和田市の不登校の現状



本市の不登校児童生徒数は、全体の児童生徒数が減少しているにもかかわらず、増加し続けている。

不登校児童生徒数は、前年度から不登校状態が続いている「継続不登校数」とその年度に新たに不登校となった「新規不登校数」とに分けて考えられる。

どの学年も継続不登校数は前年度の不登校数を下回るが、毎年、新規不登校数が加わることで、前年度の不登校数を上回る状況が続いている。

特に、中学校1年生で新規に不登校となる生徒数は、ほかの学年と比較して多い。小学校、中学校ともに、新規不登校児童生徒を生まない安心して過ごせる学校づくりから不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援まで、学校の組織としての対応が求められている。

※「不登校児童生徒とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、病気、経済的理由、その他によるものを除く)をいう。」(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)
※千人率とは、児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数の割合を示したものの

5つのレベルに応じた不登校対応チャート

資料②

令和5年度 岸和田市教育委員会学校教育課

学校対応

連携対応

レベル1

連続欠席が2日、または断続的欠席が5日以下

○ 担任による電話連絡【実態把握】

★チェックポイント★

- ☐欠席理由
- ☐医療機関の受診
- ☐次の登校時の連絡など

・安心できる声かけ
・次の登校時の連絡など
※「SOS」のサインではないか?という視点



● 学級・学年・教科など、学校園内での情報共有

- ・学級での様子(友人関係)
- ・学習の状況
- ・部活動などの様子
- ・欠席・遅刻・早退の記録等

★状況に応じてケース会議の開催も検討

保健室への来室状況なども重要な情報です。



レベル2

連続欠席が3日以上、または断続的欠席が6日以上

○ 担任による家庭訪問【実態把握】

- ・事前に家庭訪問する時間・目的を保護者に電話連絡する
- ・家庭の状況、保護者の思いを尊重した形で実施する

★チェックポイント★

- ☐子どもの表情
- ☐子どもの生活リズム
- ☐子どもの友人関係
- ☐登校への意欲レベル
- ☐家庭の養育環境
- ☐保護者の欠席に対する認識
- ☐身体的傷害等の有無
- ☐子どもと保護者の関係性



● 学年・生徒指導担当者・SC・SSW等との連携

- ・学校での様子
- ・家庭の養育環境
- ・支援を要する場合の対応
- ・学習の状況
- ・前年度までの欠席状況

情報収集・整理

ケース会議・不登校対策会議

情報共有・事実の整理・アセスメント・プランニングを組織的に行う。



レベル3

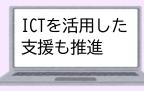
学期に10日以上(年間30日以上)となる頻度での欠席、かつ家庭との連絡が取れる状態

① 継続的な電話連絡・家庭訪問

- ・学校とのつながりが切れないように
- ・行事への参加について、その都度本人・保護者と相談(柔軟に対応できるように、学年や学校内での共通認識)

② 別室対応(校内教育支援センター[校内適応指導教室]等)

- ・本人・保護者の意向の確認
- ・校内体制づくり(人員・時間・場所)
- ・協力体制の確立(学年間・支援学級・管理職など)

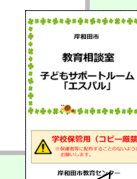


「登校」のみを目的とせず、個の状況、家庭の思いに寄り添って、学習の機会・場所を確保する。



① 学級、学校外の居場所づくり・提供

- ・校内教育支援センター(校内適応指導教室)教室以外の居場所。
- ・「岸和田市教育相談室」「岸和田市子どもサポートルーム エスパル」岸和田市教育センター内に設置。教育相談・カウンセリング対応・居場所づくり。連携は管理職を通じて教育相談室主任まで。



② フリースクール等の民間施設との連携

- ・費用は各家庭負担。
- ・連携し、出席扱いとすることが可能。

学校配布のパンフレット参照

③ 定期的なケース会議の実施

レベル4

学期に10日以上(年間30日以上)となる頻度での欠席かつ、家庭との連絡が困難な状態

① 登校した際の子どもの様子を観察・把握し、子ども本人とのつながりを維持する。

② ケース会議等で目的意識を共有し、組織的な対応をする。

③ 長期にわたり連絡が取れない場合、学校には公的機関への通告義務があることを保護者に伝える。

「法的根拠」に基づいた説明を



● 重大事態を想定した予防的な連携

連携する関係諸機関	
・岸和田市役所 子ども家庭課	虐待・保護者の養育態度
・岸和田子ども家庭センター	
・岸和田少年サポートセンター	非行傾向
・医療機関(心療内科等)	発達障がい等

● 定期的なケース会議の実施

レベル5

年間の出席日数が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態

① 電話連絡や家庭訪問を行う中で、家庭へ学校がアプローチした記録を残す。

- ・電話連絡の際、留守電にメッセージを残す(着信履歴)
- ・家庭訪問の際、手紙や訪問した旨を記載したメッセージを投函しておく…など

重要

- ①子どもの生命を守ることが最優先
- ②常日頃の関係作り・積み重ね→信頼関係の構築
- ③個人が抱え込むのではなく、チーム(組織)で対応

● 定期的なケース会議の実施

● 重大事態に発展しないための緊急的な連携

- ①【虐待】家庭との連絡が取れず「虐待」の疑いがある場合は、緊急に関係機関と連携する。
 - 岸和田市役所 子ども家庭課に通告
 - 岸和田子ども家庭センターに通告
- ②【いじめ】学校いじめ対策組織による事実確認と情報整理をし、市教委へ報告する。
- ③【その他】学校対応について、保護者から過剰な要求等がある場合はスクールロイヤーに相談する。※窓口は市教委



いじめの重大事態とは...

1. 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
2. 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある